

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 12 月 28 日

「(案件名)アフリカ地域ビジネス法支援にかかる情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020 年 12 月 9 日/公示番号:20a00849)について、質問と回答は以下の通りです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|---|---|
| 1 | | プレ公示によると、履行期間が 2021 年 3 月から、現地業務は 10 月から 12 月ということであるから、3 月から 10 月までは国内業務となるが、その間どのような業務をすることを想定しているのか。 | 本件で調査対象となる法制度やその運用状況については、文献調査やオンラインでのヒアリングにより調査可能な点多いと思われますので、国内での文献調査・ヒアリングを実施していただき、インセプションレポート提出後、現地調査についてご準備いただくことを想定しています。 |
| 2 | | プレ公示に示された 2021 年 10 月より前に渡航が可能になった場合、10 月前の現地業務もありうると考えているのか。 | プレ公示で示した 2021 年 10 月は、一定の目安に過ぎませんので、これにとらわれずに最適な業務計画を提案されるようお願いいたします。(その上で、新型コロナウイルス感染拡大等による影響にかかる最新の状況も考慮した計画を契約交渉時に協議の上決定致します。) |
| 3 | 全体 | 現時点における JICA の方針では 1 国ごと用務が済めば一旦帰国する必要があり、横滑りで別の国への移動ができないこととなっているが、本件においても同様の方針であると理解しているのか。 | 現時点では同様の方針であるため、見積に際しては、横滑りでの移動ができないことを前提にさせていただくようお願いいたします。その後、同方針に変更があった場合には、両者で協議の上、渡航計画を見直すことも想定しております。 |

| | | | |
|---|----------------|--|---|
| 4 | 全体 | コロナウィルスの影響で現地調査が叶わないような場合、計画期間の延長もありうると考えていいのか。 | 期間の延長は原則として行わない方針です。オンライン調査等の代替措置も講じられないなど特殊な事情により計画期間中の業務完了が難しいことが判明した場合には、業務の範囲を縮減することをまずは検討し、その上で、必要最低限の延長の可能性を検討することとします。 |
| 5 | P16 5. 調査内容 4) | 現地ワークショップの開催とあるが、どのような人を対象としたものを想定しているのか。 | カウンターパートとなりうる司法機関、行政機関の職員を対象として、能力強化の必要性や効果を測定する観点で、実務のレベル感や日本による法整備支援が適切であるかを検証いただくことを想定しています。 |
| 6 | P16 5. 調査内容 3) | 現地法律事務所に対するヒアリングとあるが、日系の法律事務所の現地事務所やグローバルな法律事務所ではなく、まったくの現地の法律事務所を想定しているという理解でいいか。 | 日系、グローバル、現地の法律事務所について、広くヒアリングいただくことを想定しています。 |
| 7 | P12 1. 調査背景・経緯 | 「我が国のアジアを中心とした国々に対する法整備支援の実績を踏まえつつ、」とあるが、既存の我が国のアジアを中心とした国々に対する法整備支援の実績の分析も含まれるということか。なお、その場合、どの様な分析を行ってほしい、結果が欲しいなどのかという、分析目的の大枠はあるのか。それとも応札において、当方側よりの提案になるのか。 | アジアでの法整備支援については、JICA より情報提供をさせていただきますので分析していただく必要はありません。 |
| 8 | 同上 | 「これまでの協力の在り方に捉われない我が国によるアフリカでのビジネス法分野における法整備支援の可能性及びそのアプローチについて検証する」とあるが、この「検証する」とはどのような | 能力強化の必要性や能力強化の方法(特定の国を対象とした基礎的な法執行能力を行うべきか、特定の分野に特化しつつ複数国を対象とした研修やアクションプラン作りを行うべきか等)につい |

| | | | |
|----|---------------------|--|--|
| | | な活動を想定しているのか。「現地ワークショップなど」とあるが、ここが「検証活動」にあたるのか。 | て、検討し、ご提案をいただきたいと考えています。現地ワークショップでは、カウンターパートとなる可能性のある司法機関や行政機関の職員との対話を通じて、能力強化の必要性やアプローチを検討いただきたいと考えています。 |
| 9 | P14 (2)分析の対象とする国 | 今回の調査対象国には、英語圏の国もフランス語圏の国もあり、それぞれ法制度も旧宗主国の影響を強く受けたものと思われるが、今回の調査ではどちらの言語圏の法制を知りたいといった意図はあるのか(例えば知財は言語によって2大組織が分かれている)。 | プレ公示では、初期調査対象国として、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、コートジボワールの4か国を上げていましたが、コートジボワールを除いた3か国を初期調査対象国としました。但し、検討対象から仏語圏諸国を除外する趣旨ではありません。 |
| 10 | 全体 | 今回の調査ではビジネス法分野に特化し、基礎法に関わる調査はしないという理解でいいのか。 | (ESG 投資の促進に関わる法を含む)ビジネス法に特化した調査をお願い致します。なお、知財法、競争法、倒産法を重点的な調査対象としている背景として、各国固有の歴史的経緯や制度事情の影響を受けづらい、グローバルスタンダードな制度・実務がより確立している分野であることを考慮しています。 |
| 11 | p23(3)2)国内調査費(再委託費) | 応札者が法律事務所の場合、国内調査費(再委託費)の国内法律事務所相談料については、応札者以外の法律事務所に再委託する必要があるという理解でよいか | 競争参加者が法律事務所の場合、別の法律事務所に再委託していただく必要はありません。ただし、競争参加者がこれを実施するために必要となる経費(報酬等)は本体見積には含めず、別見積として見積もってください。なお、この場合においても、国内再委託費(国内法律事務所相談料)は競争企画書に記載のとおり、定額(6,000千円)を別見積もりに計上ください。 |

| | | | |
|----|-----------------------|---|--|
| | | 以上、12月18日回答 | |
| 12 | p.23(3)1)現地ワークショップの開催 | 100万円の中には会場でのコロナ対策費や参加者の旅費(交通費、日当・宿泊費)、ローカルコンサルタントの人件費なども含まれていると考えてよいか。 | ご理解のとおりです。 |
| 13 | p.23(3)1)現地ワークショップの開催 | ワークショップの参加者は何名を想定しているか。 | 50名以内のワークショップを想定しています。 |
| 14 | p.23(3)1)現地法律事務所相談料 | 500万円の中には、人件費以外の実費(交通費、日当・宿泊費、事務経費など)も含まれていると考えてよいか。 | 実費を含め、法律事務所に支払う総額として500万円を想定しています。但し、法律事務所の宿泊を伴うような出張は想定していません。 |
| 15 | P23(5)旅費(航空賃) | PCR検査代、一時隔離関連経費も、別見積に含まれていると考えてよいか。それとも「見積」の一般業務費に別途計上する必要があるか。 | PCR検査関連費用は、一般業務費の安全対策経費に分類されると理解ください。別見積もりとして必要な経費を一般業務費の「⑧ 雑費」へ計上ください。 現地、国内とも一時隔離関連経費については、別見積もりとして、「II 直接経費」に 9.一般隔離関連経費の項目を設けて、この項目に必要な経費を計上して下さい。なお、隔離期間中の業務従事の有無は、契約交渉時に協議させていただきますが、プロポーザル・見積書は、現地、国内とも、隔離期間中は本業務には従事しないことを想定して作成ください。 |

以上